



## 議題（1）

**慢性腎臓病（CKD）の診療連携の今後・  
神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱の  
改正について**

# 1. 慢性腎臓病（CKD）の診療連携の今後について

令和6年度 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会での議論

## CKD診療連携モデル事業の今後について

令和6年度慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会(令和7年1月16日)資料より抜粋

### ○ 進捗状況

令和5年度より診療連携モデル事業（参考資料4）を推進し、実施に向けて鎌倉市と調整中。他2自治体においても、キーパーソンとなる医師を中心に、調整中。

### 【実施に向けた課題】

- ①モデル事業を実施する自治体が、都市医師会、腎臓専門医等の地域協議会を開催する際の事務局の負担が大きく、関連予算の確保が必要
- ②紹介基準に基づいた患者の抽出に係る事務負担
- ③かかりつけ医と腎臓専門医の患者の抽出基準のギャップ



### 【対応方針】

- ①既存会議の活用（糖尿病の圏域連携会議等）
- ②（新）循環器病腎硬化症重症化予防事業（仮称）との連携
- ③国民健康保険中央会が持っている腎機能予測ツールを活用し、かかりつけ医と腎臓専門医の患者抽出における共通認識をサポート

# 1. 慢性腎臓病（CKD）の診療連携の今後について

令和6年度 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会での議論

## CKD診療連携モデル事業の今後について

令和6年度慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会(令和7年1月16日)資料より抜粋

### ○ 本協議会について

#### 【設置目的】

かかりつけ医から腎臓専門医への診療連携による慢性腎臓病（CKD）の診療連携体制を構築するための課題抽出や全体方針、役割分担等を協議するために設置された。

#### 【現状】

CKD診療連携モデル事業を実施する自治体との調整が進んでおり、今後は実施までに関係者で打合せを行っていくこととなる。



#### 【今後】

一定の目途が立ったため、慢性腎臓病（CKD）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として設置されている神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会の中で扱っていくこととしたい。

（本協議会の構成員である医療保険者は設置要綱の整理ができ次第、神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会の構成員となってもらう予定。それまではオブザーバー等で参加してもらうことを検討）

# 1. 慢性腎臓病（CKD）の診療連携の今後について

## これまでの診療連携

CKDの早期発見・早期受診につなげるための診療連携体制の構築をめざし、令和5年度から市町村における診療連携モデル事業を推進してきた。

慢性腎臓病（CKD）診療連携構築協議会での議論を踏まえ、  
**循環器病CKD重症化予防事業（令和7年度開始）と連携**し、市町村による受診勧奨の取組を支援するとともに、国民健康保険中央会が持つ腎機能予測ツールを活用し、**かかりつけ医と腎臓専門医の患者抽出における共通認識をサポート**する方針とした。

## 今後について

循環器病CKD重症化予防事業と連携し、**各市町村における重症化予防事業を推進**する。  
市町村（又は医療圏域）を中心としたCKDの重症化予防に取り組む中で、必要な**診療連携については関係機関と協議しながら推進**していくこととした。

「重症化予防」を基軸に、「診療連携の推進」を図る

## 2. 慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱の改正について

### これまでの慢性腎臓病(CKD)に係る協議体

#### 神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会

慢性腎臓病（CKD）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として設置。

#### 神奈川県慢性腎臓病(CKD)診療連携構築協議会

慢性腎臓病（CKD）の診療連携体制の構築に向け、課題抽出や全体方針、役割分担等を協議することを目的に設置。



診療連携について今後は各自治体における取組を調整していくこととなり、当初の設置目的に一定の目途が立ったことを受け、神奈川県慢性腎臓病（CKD）診療連携構築協議会を廃止する方針が令和6年度の同協議会で承認され、令和7年9月1日をもって廃止した。

## 2. 慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱の改正について

これからの慢性腎臓病(CKD)に係る協議体

神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会

各自治体の重症化予防に係る取組等の進捗踏まえた診療連携の推進に関する事項も協議事項に加えるため、設置要綱を改正することとしたい。



改正内容

(詳細は、「新旧対照表」及び「要綱改正案」を参照)

- 要綱第2条（協議事項）に、「慢性腎臓病（CKD）の診療連携の推進に関する事項」を追加する
- 診療連携の推進にあたっては、保険者の意見も聴取したいため、保険者2者（これまで慢性腎臓病（CKD）診療連携構築協議会に参加いただいた保険者）に本協議会へ参加いただくため、要綱第3条（構成員等）の委員数について、「16人」→「18人」へ変更する。

※ 各保険者へは、要綱改正後に委員就任依頼を行う。